

スポーツ大会・選手及び出場チーム選考規程 (公益財団法人はるやま財団)

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人はるやま財団（以下「当財団」という）が、定款第 4 条第 1 項第 1 号の事業を行うに際して、スポーツ等を通じて、ひろく地域住民の健康増進や体力づくりに取り組み、明るく活力に満ちた社会の実現に貢献するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(募集方法)

第 2 条 スポーツ大会の出場者及び出場チームの募集方法は、当財団のホームページ上に、大会要項として公表する。

(選考方法及び選考基準)

第 3 条 スポーツ大会の出場者及び出場チームの選考方法及び選考基準は、大会要項に従い、選考委員会において協議のうえ、決定する。

(選考委員会)

第 4 条

- (1) スポーツ大会の出場者及び出場チームを公正に選考するため、10 人以内の選考委員（以下「委員」という）をもって選考委員会を組織する。
- (2) 委員の任期は 2 年とする。
- (3) 委員は、理事長が委嘱する。
- (4) 委員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計が、委員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

(選考委員会の運営)

第 5 条

- (1) 委員会には委員長 1 名を置く。また副委員長を置くことができる。
- (2) 委員長及び副委員長は委員の中から互選により選出する。
- (3) 委員長が欠け、又は事故があるときは、副委員長が、その職務を行ない又は代理する。
- (4) 委員会は委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- (5) 選抜候補者が、委員の親族その他特殊の関係がある者である場合には、委員はその選考について表決に加わることはできない。
- (6) 委員会が、選考に際して必要と認めるときは、選考会の実技に立ち会った監督、コーチ、指導者等の（以下「選考補助者」という）意見を聞くことができる。ただし、選

抜候補者が、選考補助者の親族その他特殊の関係がある者である場合は、この限りでない。

- (7) 委員会の議事についてはその経過の要領、及び結果を記載した議事録を作成し、委員長が記名押印し、理事長に提出する。

(その他)

第6条

この規程に定めるもののほか、この選考規程の実施に関し、必要な事項及びこの規程の改廃は理事長が定める。

附則

1. この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から適用する。
2. この規程は、平成 28 年 3 月 25 日から適用する。